

第
158
回
新
宿
区
都
市
計
画
審
議
会
議
事
録

（平成二十五年二月十五日）

第158回新宿区都市計画審議会

開催年月日・平成二十五年二月十五日

出席した委員

戸沼幸市、倉田直道、中川義英、星德行、喜多崇介、長沼卓司、金井修一、下村治生、有馬としろう、阿部早苗、かわの達男、星野英彦（代理 牧交通課課長代理）、須藤國夫（代理 平本予防課長）、大崎秀夫、谷川一美、西脇克治

欠席した委員

石川幹子、窪田亜矢、加藤仁、根本二郎、

議事日程

日程第一 報告案件

〔神宮外苑地区地区計画関連〕

(一) 東京都計画地区計画神宮外苑地区地区計画について（東京都決定）

(二) 東京都計画公園第5・7・18号明治公園の変更について（東京都決定）

(三) 東京都計画道路幹線街路環状第4号線の変更について（東京都決定）

〔地域冷暖房〕

(四) 東京都計画地域冷暖房施設西新宿地区地域冷暖房施設の変更（新宿区決定）

日程第二 その他連絡事項

議事のでんまつ

午後 二時〇二分開会

○戸沼会長 どうも皆様こんにちは。お忙しいところありがとうございます。

それでは、ただいまから第一五八回の新宿区都市計画審議会を開催したいと思います。初めに事務局から連絡がございましたらどうぞ言ってください。

○事務局（鈴木） 事務局です。

区議会議員山田委員が、平成二十四年十一月五日に逝去されました。また、平成二十四年十一月二十一日付で区議会議員の沖委員が議員を辞職されました。区議会議員の委員に欠員が生じたので、平成二十五年一月十七日付で新たに委員になられた区議会議員を御紹介いたします。本日はまだお越しになっておりませんが、根本委員と、かわの委員です。

○かわの委員 かわのでございます。久しぶりでございますのでどうぞよろしく願います。

○事務局（鈴木） 次に、平成二十四年八月二十七日付の人事異動で、新宿警察署長になられた星野英彦委員です。

○星野委員（代理 牧） きょうは代理で来てきます交通課課長代理と申します。よろしく願います。

○事務局（鈴木） それと、幹事でございますが、総合政策部長が平成二十四年十二月八日付で人事異動がございました。針谷幹事です。

○針谷幹事 針谷でございます。どうぞよろしく願います。

ます。

○事務局（鈴木） 以上です。

○戸沼会長 それでは、きょうの出欠状況ですけれども、欠席の御連絡がございましたのは、石川委員と加藤委員のお二人ですね。

次に、本日の議事録の署名ですけれども、中川委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、本日の日程と資料について、事務局から説明してください。

○事務局（鈴木） 事務局です。本日の日程と資料につきまして、御確認をお願いいたします。

議事日程表をごらんください。本日の日程でございます。

報告案件が四つございます。（一）東京都市計画地区計画神宮外苑の地区計画について。（二）東京都市計画公園第5・7・18号明治公園の変更について。（三）東京都市計画道路幹線街路環状第4号線の変更について。（四）東京都市計画地域冷暖房施設西新宿地区地域冷暖房施設の変更について。日程第二といたしまして、その他連絡事項です。

次に、配付しております資料の確認でございます。新宿区都市計画審議会委員名簿です。そして、資料のほうは四案件分机上に配付させていただいております。審議会開催に当たりまして、事前に資料をお送りしておりますが、本日、同じ資料と追加の資料がございましたので用意をさせていただいております。まず、クリップでまとめております、資料1―1、神宮外苑地区地区計画について（報告）、その下に資料1―2、東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画区域図、資料1―3、神宮

外苑地区地区計画の原案の概要等について、資料1―4、東京都市計画地区計画の決定（東京都決定）（案）の四種類が資料一の関連としてクリップでまとめさせていただいております。資料1―1から1―3につきましては、事前に配付させていただいた資料ですが、資料1―4につきましては、本日追加で配付させていただきます。

次に、資料2、東京都市計画公園の変更（東京都決定）、こちらでも本日追加で配付させていただきます。

資料3、東京都市計画道路の変更（東京都決定）、こちらも本日追加で配付させていただきます。

資料4、西新宿地区地域冷暖房施設の変更について（新宿区決定）（報告）です。資料4につきましては、事前に配付した資料と同じものですが、再度配付させていただきます。

追加資料の内容につきましては、後ほど説明させていただきます。過不足等がございましたら事務局までお申しつけください。

本日の日程と配付資料は以上です。

それと、本日の審議会の進行に当たりまして、マイクの使用方法について連絡させていただきます。目の前にありますマイク、発言用のマイクでございますが、発言の際には要求④のボタンを押していただいた上で御発言いただき、終了後には隣の終了⑤のボタンを押していただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○戸沼会長 ありがとうございます。

資料で不足がございますでしょうか。

「大丈夫です」と呼ぶ者あり」
○戸沼会長 いいですか。

日程第一

- 一 東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画について
(東京都決定)
- 二 東京都市計画公園第5・7・18号明治公園の変更について
(東京都決定)

三 東京都市計画道路幹線街路環状第4号線の変更について
(東京都決定)

○戸沼会長 それでは、本日の報告案件に入りたいと思います
が、一から三までは関連のものでございますので、一括して報告
してください。

○事務局(鈴木) 事務局です。

本日の四案件報告をさせていただきます。

まず日程第一、報告案件の(一)、東京都市計画地区計画神
宮外苑地区地区計画についての報告をさせていただきますが、
(二) 東京都市計画公園第5・7・18号明治公園の変更につ
いてと、(三)、東京都市計画道路幹線街路環状第4号線の変
更についてと一緒に御報告させていただきます。

本日、審議会にて御報告させていただいた案件につきまして
は、次回の審議会にて御審議いただく予定です。

それでは、東京都市計画地区計画外苑地区地区計画について、
景観と地区計画課長が説明し、引き続き都市計画公園第5・
7・18号明治公園の変更についてと東京都市計画道路幹線街

路環状第4号線の変更について、都市計画課長が説明をいたし
ます。よろしく願います。

○戸沼会長 それでは、願います。

○森景観と地区計画課長 都市計画部景観と地区計画課長森で
ございます。どうぞよろしく願います。

それでは、資料の1-1をごらんください。神宮外苑地区地
区計画について報告させていただきます。

1の主旨でございます。

神宮外苑地区は、国立霞ヶ丘競技場をはじめとした日本を代
表するスポーツ施設が多く集積しているというところでござい
ますけれども、この国立霞ヶ丘競技場の建替えを契機としまし
て、地区内のスポーツ拠点を創造するとともに、神宮外苑地区
の1帯において、緑豊かな風格のある景観の創出やバリアフリ
ー化された歩行者空間を整備するなど、まちづくりを推進する
ために、独立行政法人の日本スポーツ振興センター(JSC)
が東京都へ再開発等促進区を定める地区計画の企画提案をして
おります。それを踏まえまして、東京都が地区計画に関する都
市計画手続を現在進めているところでございまして、そのこと
について、本日御報告いたします。

また、東京都は、この地区計画の決定にあわせて、都市計画
公園、また都市計画道路の変更も行う予定ですので、それらに
ついて報告をさせていただきます。

次に、二の、これまでの経緯をごらんください。

二十四年十一月二十七日に、JSC、事業者が住民説明会を
開催しております。

また、二十五年一月二十一日から二月四日の期間で都市計画

原案、これは資料番号で言いいますと資料1―2に当たりますが、そのの公告・縦覧が終わっております。また意見書の提出期限は二月十二日で、これも終わっておりますがこの事に関しまして、東京都に聞きましたところ、この期間の意見書の提出はなかったと聞いております。

次に、二月十五日、本日でございますが、新宿区都市計画審議会へ私どものほうから概要について報告するというところでございます。

また、本日、実は東京都のほうから新宿区に都市計画案についての意見照会がございました。この都市計画案につきましては、資料1―4ということで、本日机上配付させていただいております。

この1―4と1―2ですけれども、中身はほとんど変わっておりますが、若干、1―2から1―4にかけて修正されたところがございます。それらについては、後ほど御説明いたしますので、どうぞよろしく願います。

そして、本日東京都から意見照会がありました、新宿区といたしましては、今後、三月下旬の新宿区の都市計画審議会で審議をしていただいた上で、四月に東京都へ意見回答をしたいと思っております。

これらの意見照会は、地区計画だけではなく、都市計画道路と都市計画公園、それら二つについても来てるところでございます。

それでは、3の地区計画についての御説明をしたいと思いません。

これは、資料の1―3を利用して皆様方のほうに御説明した

いと思っております。

1―3というのは、A3の横長のものがございますので、こちらのほうをごらんになっていただきたいと思えます。

この1―3は、東京都が地区計画を策定する地区内の地権者の皆様に対して説明するために作成した資料でございます、それを使用して御説明したいと思えます。

では一枚をおめくりください。一ページ目でございます。

左のほうに、「はじめに」とありますが、その下に神宮外苑地区の概況というところがあります。

位置ですけれども、港区と新宿区と渋谷区にまたがるところでございまして、下の図のところでも赤く囲まれたところが今回の地区計画の範囲でございます。面積でいうと約六十四・三ヘクタールということになっておりまして、三区にまたがっておりますけれども、新宿区が主区域になっております。

続きまして、その右側をごらんください。地区計画原案（東京都決定）の概要というところがございます。

ここに関しましては、1の地区計画の目標から、5の地区整備計画（建築物等に関する事項）までございます。それぞれ一つずつ御説明したいと思えます。

一の地区計画の目標でございますが、（一）から（三）までございます

（一）大規模スポーツ施設等が集積し、国内外から人々が集うまち、（二）首都東京の顔にふさわしい緑豊かで風格と活力を兼ね備えた魅力的なまち、三つ目として、だれもが利用しやすく安全・安心で快適なまちと、そのような目標が立てられております。

続きまして、2の土地利用の方針でございます。

下の計画図一をごらんください。大きくA地区とB地区に分けられております。B地区のほうは、絵画館、神宮外苑いちよう並木、野球場などのあるところでございます。ラケットのような形をしているところがございます。このB地区は一般型の地区計画区域ということで、緑豊かな都市景観を保全する地区としております。

そして、A地区のほうですが、面積約五十・四ヘクタールと書かれておりますけれども、本日はいただいた都市計画案のほうで修正が加わっておりますので、約五十・七ヘクタールとなっておりますので、こちらのほうの修正をよろしくお願いいたします。A地区は約五十・七ヘクタールで再開発等促進区の区域ということで定められております。大規模スポーツ施設、公園、既存施設等の再編・整備を図る地区、また既存スポーツ施設や関連施設等の更新を進めるとともに、公園、広場等の再編整備を図ると定められているところがございます。

続きまして、次のページ、二ページの3をごらんください。

三、公共施設等の整備の方針、配置及び規模でございます。まず第一に、道路及び歩行者ネットワーク等の整備方針といまして、都市公園内の通路と連携したバリアフリー動線を整備するとともに、公園やオープンスペースをつなぐ民地内の歩行者通路を確保することなどが定められております。

続きまして、その次の黒ポツのところでございますけれども、公園及びオープンスペース等の整備方針でございます。一つ目に、立休都市公園制度を活用して都立明治公園を再編整備すること。また、再編整備後の公園と一体となったオープンスペー

スを確保することなどが定められております。

そして、その下の表には、主な公共施設等が掲げられております。

広場が、一号、二号、三号とありまして、緑道が一号、二号、歩行者通路、歩道状空地が一号から六号まであります。

これらの位置については、右側の計画図2に書かれておりますけれども、ちよつとわかりづらい図になっておりますが、例えば歩道状空地一号から六号までというのは、主に新しい国立競技場ができるところをくりりと回るような形で点々で表しているところが歩道状空地でございます。

また、広場に関しましては、新しい国立競技場の中に少しエダマメのような形になっているようなところが広場一号、二号、そして、広場三号が若干離れたところにあります。神宮球場前当たりに配置されております。

続きまして、4の建築物等の整備の方針でございますけれども、さまざまな機能が調和した良好な複合市街地の形成、また、個性ある地区の実現と良好な都市空間の形成というような方針を立てています。

続きまして、右側のほうの5の地区整備計画（建築物等に関する事項）をごらんください。

これに関しましては、A―1からA―4地区に分けて計画されております。A―1からA―4まででございますけれども、前ページの計画図一のとこで、A地区がA―1からA―4まで分かれているところがあると思えます。A―1がこの図でいうところの一番北の西側でございます。現在、東京体育館があるところがございます。

A—2地区が、現在の国立競技場があるところと、明治公園があるところがございます。

A—3地区が、現在、都営の霞ヶ丘アパートがあるところがございます。

そして、A—4地区は、現在テニスコートになっているところでございまして、神宮球場のお向いにあるところでございまして。

それぞれの地区について、地区整備計画がございまして、二ページの表のほうをごらんください。

A—1地区でございます。こちらのほうは、区という渋谷区になります。ここは第二種中高層住居専用地域でございまして、今後、東京体育館の施設機能を維持・更新するという方針が立てられているところでございます。

続きまして、A—2地区でございます。こちら第二種の中高層住居専用地域になっているところでございます。こちらのほうにしましては、容積率は、現在二〇〇%という容積率ですけれども、二五〇%とみなすということが挙げられております。

また、高さの最高限度も現在二十メートルの第二種高度地区となつていまして、七十五メートルというように地区計画の中で読みかえるということになっております。

国立霞ヶ丘競技場の建てかえに伴って公園、道路等の公共施設の再編・整備を図るといふ方針が立てられているところでございます。

それでは、その次のページをごらんください。

三ページの左側の上のほうでございまして。A—3地区とA—4地区の表があるところがございます。

まず、A—3地区のほうでございまして、ここは現在第一種中高層住居専用地域となっているところでございまして。ここに関しましては、今後霞ヶ丘競技場の建て替えにあわせて、外苑前駅の方面からのバリアフリールートの整備を図るとともに、公園・広場等として整備を図るものです。

続きまして、A—4地区でございます。ここは現在第一種中高層住居専用地域がかかっているところでございます。容積率の最高限度を現在三〇〇%から六〇〇%にみなすということ。

また、高さに関しましては、現在三十メートルの第三種高度地区がかかっておりますが、八十メートルというように地区計画の中で読みかえるということが挙げられているところでございます。

ここに関しましては、今回の建て替えにあわせて、関連施設の集約的な整備を図り、宿泊、文化、交流、業務等の機能の導入を図ることを方針として定めているところでございます。

なお、計画図3でございまして、こちらのほうは、それぞれの地区の壁面の位置の制限を表わした図でございまして。白い四角で塗られたところが、1号壁面線でございます。道路の境界から八メートル以上離すというものです。そして、黒い四角で塗られて帯びとなっているところが2号壁面線でございます。高さに道路境界からの後退が変わっておりまして、高さ十メートルまでが道路境界から二メートル以上、高さ十メートルから五十メートルに関しては、道路境界から六メートル以上、高さ五十から一〇〇メートルが道路境界から八メートル以上、高さ

一〇〇メートルを超えると道路境界から十メートル以上という壁面の位置の制限を定めるといふものになっております。

なお、A—1からA—4地区にかけては、それぞれ色彩その他意匠に関する制限も定められております。

続きまして、六でございます。

今後、変更を予定している都市計画でございますが、今回の日程にもありますように、都市計画公園明治公園の変更と都市計画道路環状4号線の変更を同時に行うというものでございます。

続きまして、その右のページの四ページ目をごらんください。こちらのほうが建物の施設概要でございます。

新しく建物として建てられるのが、新国立競技場、こちらのほうでございます。右上にそのイメージ図があります。これの施設概要が左側の真ん中あたりにありますけれども、主なことを申しますと、最高高さが約七十五メートル、収用人員が約八万人というものになっております。

事業スケジュールとしましては、二十六年七月から既存建物の解体に入って、そして、二十七年十月から建設工事に入る、そして三十一年三月には竣工するという予定になっております。

また、右側のほうにA—4地区に建てられる予定の新事務所棟の図があると思います。こちらのほうの施設概要の主なものでございますけれども、最高の高さが約八十メートル、そして、主要用途は事務所・ホール等に利用するという計画でございます。

それでは、次に、資料1—2と資料1—4の違いについて御説明をしたいと思います。

資料1—2、そちらのほうは、もう既に都市計画原案として意見の提出が既に終わっています。そして、1—4は、今後公告・縦覧をされる都市計画案でございます。どの点が変わったのかと申します。

まず、1—2では、区域図があつて、1—4はその区域図がないというところがまず一つ違います。

そして、1—2のほうの五ページ目をごらんください。

1—2の五ページ目に、再開発等促進区の面積が出ていると思いましたが、そこが五十・四ヘクタールと、以前はなっております。資料1—4では、四ページを恐縮でございます。ページ番号が振ってありませんので、四枚目を恐縮でございます。すけれども、おめくりください。

そこにも、再開発等促進区の境界と面積が出ていると思いましたが、五十・七ヘクタールというように今回の都市計画案のほうでは面積が修正されております。

続きまして、それぞれ一枚おめくりください。

古いほうの資料1—2と新しい1—4の違いでございますけれども、ここに公共施設の幅員とか延長、面積が書かれていますが、すけれども、幅員につきまして、資料1の古いほうの原案では、すべて約四メートルとか、「約」がついておりましたけれども、今回の都市計画案のほうでは「約」がとれております。

そして、次に、新しいほうの資料1—4のほうの八枚目をご覧ください。1—4の八枚目に位置図という図面がついておられると思ひます。これは、先ほどの古いほうで区域図がついておりました、新しい1—4では、位置図という形についているというふうなものでございます。

資料1―2、1―4の変更については以上でございます。
続きまして、資料1―1のほうにお戻りください。

4番の今後のスケジュール（予定）のところでございます。

二月中旬に都から区への意見照会とありますが、これは本意見照会がありました。そして二月二十二日に、都市計画案の説明会を東京都が予定しております。二月二十五日から三月十一日まで、都市計画案、地区計画と都市計画公園・都市計画道路、すべてでございますけれども、公告・縦覧が行われ意見書の提出期限が三月十一日までというようになっております。

そして、三月下旬には、新宿区の都市計画審議会の中で、本件に関する審議をしていただき、四月中旬には、東京都へ意見回答をしたいと思っております。六月には、東京都が都市計画決定をする予定でございます。二十八年度新事務所棟が竣工、三十年代には新国立競技場が竣工するというような運びになっている次第でございます。

神宮外苑の地区計画についての概要についての報告は以上でございます。

続きまして、都市計画公園、都市計画道路のほうに移ります。
○田中市計画課長 新宿区都市計画課長の田中でございます。よろしく願います。

それでは、資料2に基づきまして、引き続き東京都市計画公園第5・7・18号明治公園の変更について御報告をさせていただきます。

それでは、資料2、一枚目をごらんください。
種別でございます。総合公園。

名称が、第5・7・18号、明治公園でございます。

面積については約五十八・五ヘクタール、変更はございません。今回は、位置及び区域が変更になります。

また、その下の段、立体的な範囲ということで、新宿区霞ヶ丘町及び渋谷区千駄ヶ谷一丁目各地内において立体的な範囲を定めるということで、面積約一・八ヘクタールを対象としてございます。

今回の変更の理由でございますが、都市計画公園の配置、利用を検討の結果、公園の再配置を行うため、公園の変更をするというものでございます。

それでは、変更の概要を御説明いたします。

四ページ目、一番最後のカラーの図面をごらんください。
左下に凡例がございますが、今回追加する範囲が赤で着色した部分でございます。都営霞ヶ丘アパート及びその上の道路と、少し離れた外苑西通りの東京体育館の東側の部分が今回追加になる部分でございます。また、今回削除する区域といたしましては、黄色く着色した部分、こちらは現在テニスコートになっている部分でございます。今回の図面周りに断面図をいくつか載せてございます。代表的なところで御説明をさせていただきます。

図面の右側A―A断面というのがございます。平面図の中でも東京体育館の東側、右側でA―Aというところでございます。この断面図左側が東京体育館、右側が国立競技場という配置になってございます。東京体育館のほうの高さがTP三十二メートルということで、こちらから同じ高さで、国立競技場のほうに外苑西通りの上を渡る形でデッキを張るとい構造になります。ここのA―A断面では敷地内に約二十メートルそ

のままデッキがつながっているという形でございます。

続きまして、D―D断面です。こちらは、都営霞ヶ丘アパートのほうの部分でございますが、D―Dということでは左側に断面図が示してございます。こちらのほうを御説明いたします。

この断面図では、左側が北側、国立競技場のほうの部分になります。こちらにも、国立競技場の中のレベル、先ほどの東京体育館から来るデッキの高さ三十二メートルにあわせてデッキを張ります。この断面図の中で、右側、二十・〇メートルとある部分、これが道路の部分でございます。敷地内から道路の上にかけてデッキを張るといふ計画でございます。道路の部分の高さがTP二十三・六メートルとございまして、約八・四メートルほどデッキと地上の高さの差がある。この部分の下を車が走りまして、上がデッキになるといふ形で歩行者と車両を分離して安全な歩行空間を形成するといふものでございます。続きまして、東京都計画道路幹線街路環状第4号線の変更について資料三に基づきまして御報告をさせていただきます。

それでは、資料3、一ページ目でございます。

種別、幹線街路。名称、環状第4号線。環状4号線といたしましては、起点が港区高輪三丁目から終点が江東区新砂三丁目までということで、約二万八七七〇メートルの幹線街路でございますが、このうち、今回変更する部分は一部分でございます。二ページ目をご覧ください。一部区域の変更ということで、対象部分が渋谷区千駄ヶ谷二丁目になります。

変更理由といたしましては、神宮外苑の再整備を推進するため変更するといふものでございます。

それでは、三ページ目の位置図をご覧ください。

今回の変更箇所を丸で記載してございます。ちよつとこれではわかりづらいでございますので、最後の四ページ目をご覧ください。今回変更する部分が計画変更廃止線ということで、黄色く四角形といいますか、台形といいますか、着色した部分でございます。こちらの部分を街路としての都市計画を廃止するというものでございます。

以上で御報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○戸沼会長 ありがとうございます。

三つの案件ですけれども、ポリウムが一番大きいのが報告一のほうだと思いますが、できればまず報告一のほうで、御質問や御意見がございましたらどうぞおっしゃってください。

はいどうぞ。

○星委員 せっかくですから教えていただきましょうか。

全体にかかるとは思います。公園の新宿区民の一人当たりの確保面積というのは、今度の公園の変更等々によって変わるものなのか、あるいはここは東京都の公園だもので、新宿区の区民当たりの、新宿区の地域であるけれども、新宿区民の一人当たりの公園面積の確保には関係ないものやらどうやら、含めて、もし含んであればどの程度増減するのか教えていただけますでしょうか。

○戸沼会長 はいどうぞ。

○田中都市計画課長 今回、都市計画の公園ということでの御報告でございます。今後、都市計画をかけたうち、どのぐらいの面積実際公園として開設するかということ、これからいろいろと事業者であるJSC及び東京都と、その辺の事業者と都

の間での協議があらうかと思えます。ですから、今のところ、まだその辺の面積については確定してございませんので、一人当たりの公園面積がどう変わるかというところは今後いろいろと推移を見ていきたいと思っております。

○戸沼会長 ほかはどうぞ。

○阿部委員 新聞報道によれば、新しい国立競技場の建物については、国際的なコンペをやって、外国の方が採用されたというふうに聞いておりますけれども、都市計画決定がまだされていない段階で募集をかけるということは、ままあることなのかどうか。私なんか後先から言うのと、都市計画決定でこういうまちづくりをしますよということが決まってから募集をかけてやるのかと思っていたんですけれども、もうあらかじめ募集をかけて、採用されたイメージといいますか、建物に合致するように都市計画をつくるということなのか、ちよつとその辺が普通の場合もそうなのかどうか。通常は、都市計画が決まってから、具体的なイメージ図というのが出てくるような感じがしていたんですけれども。ちよつとそこが何か前後しているような気がしたんですけれども、いかがでしょうか。

○戸沼会長 どうぞ。

○田中都市計画課長 なかなか我々もこのような大規模な計画というのは初めての経験で、一般的な例というのはわかりかねるところがございます。ただ、今回いろいろとコンペの状況を見ますと、さまざまな計画が出ていたみたいですが。今回の計画が最終的に決まったということですが、いろいろな他の計画の場合いろいろな高さですとか、形ですとか、そういうところが違ってくるというデザインで、それがあがる程度わかった段階で、

次の都市計画に移っていくと。今後、基本設計、実設計に入っていくということでございますので、あくまでも、デザイン、コンペという、イメージづくりというようところで、順序的にあるのかなと、ちよつと我々も初めての経験なんでわからないところがありますが、そういうところでこういう流れになっているのかなというのが想像してございます。

○戸沼会長 はいどうぞ

○有馬委員 先ほどの御説明の中で、各地区別の御説明いただいたんですけれども、もうちよつとよくわかりづらかったんで聞きするんですが、例えばA―2地区の高さ制限が七十五メートル、現在は二十メートルという話でしたでしょうか。それと、あとA―4地区が三十メートルから八十メートルと、基本的にもともと新宿区は高さ制限がかかっているんですが、これは先ほどの御説明によると、地区計画の中でというようなお話だったかと思うんですが、これはもうちよつと具体的にどういう形でこういう経過をたどっているのか。

○戸沼会長 はいどうぞ。

○森景観と地区計画課長 A―2地区に関しましては今現在二十メートル、そして第二種高度地区と申しました。それを今後七十五メートルの高さにしていくというふうなことなんですけれども、今回地区計画の中で、さまざまな空地を生み出したりと、いろいろなことをいたします。オープンスペースの確保とか。そういうようなことで高さのほうを二十から七十五というふうにしたのほうに伸ばすと申しましたようか、高くするというふうにしていくというものでございまして、今回の地区計画の中で、さまざまなものをつくり上げていく中の一環として高さ

の最高限度のほうを上には伸ばしたというふうなものになっておりまして、同じような考えでA―3地区のほうも三十を八十メートルというふうに読みかえていくと、そういうような考えに基づいてつくられているというものでございます。

○戸沼会長 はいどうぞ。

○有馬委員 そうすると従前の地区計画のとり行い方だと、地域の方とか、いろいろな状況をしっかりと状況や意見を聞いた上で地区計画というのはつくられていくというふうな、こういうイメージを持っているんですけれども、今回の場合は、そういうことではなくて、区が主導で、建築計画の高さみたいなこととは違うんです、そういうことではないですね。

○戸沼会長 はいどうぞ。

○森景観と地区計画課長 こちらの地区計画は、東京都のほう全体が全体の図を描いてつくられていくと思えますけれども、東京都のほうの今回再開発等促進区を定めるといって地区計画、その中の基準で空地を生み出すなどの手法をとりながら、高さを確保していく、そういうような手法でやっているというものでございます。

○有馬委員 はいわかりました。

○戸沼会長 はいどうぞ。

ほかにどなたか。

○かわの委員 かわのです。初めてなので、ちよつとA―3地区は、この辺の都営の霞ヶ丘アパートが今あるわけですよ。この辺はどんな経過というのか、あるいは将来になるといって、それははっきりしているんですか。その辺ちよつとわかれば教えてください。

○戸沼会長 はい。

○森景観と地区計画課長 A―3地区に関しましては、こちらのほうは、予定では公園・広場等として整備を図っていくというふうなことで位置づけられております。外苑前駅というのが青山通りのほうにあるのでございますけれども、そちらからの新しい国立競技場へのルートの確保、あるいは新しい国立競技場の人々のたまり空間の確保、そういうような目的で公園・広場等として整備を図ると、そういうふうな位置づけられているところでございます。

○戸沼会長 はい。

○かわの委員 将来はわかるんですけれども、現に今、建物があるわけですね。この地域以外のところもそうですけれども。それらについては、これを決定するからには、それは大丈夫ですよということですね、これを決められると思うので、その辺の経過はわかりますかということをお聞いているんですけれども。

○戸沼会長 はいどうぞ。

○田中都市計画課長 こちらはについては、現在都営住宅があるということ、これまで東京都のほうの説明会、事業者であるJSCの説明会が開かれてございます。その辺、区のほうも区民の方が住んでいるというところで、東京都とかJSCのほうでしっかり住民の方の意見を聞きながら対応しますという話をいただいております、今住んでいらっしゃる方は他の地区に移転をするというふうな聞いてございます。

○戸沼会長 はいどうぞ。

○かわの委員 それは、ここで別にその人たちがどうなるかということをお議論する必要は全くありませんけれども、そこはあ

る面ではきちんとして解決しますよということが前提ではないと、ちよつと乱暴じゃないかなというふうには私はちよつと思つてもんですから、今のところを聞いたんですけれども。それがもう少しどうなることなのか、わかればきちんとして解決してほしいなと思ひますけれども。今の段階ではそのことに。

○戸沼会長 はいどうぞ。

○田中都市計画課長 あくまでも、こちらは東京都が管理してあります都営住宅でございますので、東京都がしっかり責任を持って対応していただきたいというふうには考えてございます。

○戸沼会長 はいどうぞ。

○かわの委員 もちろんそれはそれでいいんですけれども、ただここでこういう報告があつたときに、A―3地区をこういうことで今のような利用にしますよというふうにするからには、多分A―3地区だけじゃなくてA―4地区なんかもそうでしょうけれども、現在お住まいだったり、あるいは使っている人たちもきちんとして了解した上じゃないといけないんじゃないかなというふうには私には思ひますので、そこはちよつときちんとわかるように報告をいただきたいなというふうには申し上げておきます。

それからもう一点、ここの最初の主旨のところでも、バリアフリー化された空間の整備とかというふうになつて、それは当然そうだろうというふうには思ひます。そのことを考えたときに、今回の地域には入つていませんけれども、バリアフリーというものも考えたときには、当然アクセスとして、公共交通の部分というのでも無関係ではないと思ひます。そうなつたときに、外苑前駅とか、あるいは特にJRの千駄ヶ谷や信濃町という

のは、ここは直接区域に入つてないんで、議論は直接ではないのかもしれないけれども、しかし問題はバリアフリー化された空間の整備ということをやるところには、そういうアクセスの部分もきちんとしてバリアフリー化がされるということが、全体ができる上がるときにはそういうことが必要だというふうには思ひますけれども、そういう東京地下鉄や、あるいはJRなんかについては、そういう話なり、あるいは議論というのはされてきているんですか。それはいかがですか。

○戸沼会長 はいどうぞ。

○田中都市計画課長 施設内はもちろんのこと、駅周辺からのアクセスルートや地区内の歩行者空間もバリアフリーに整備するということに聞いてございます。

○戸沼会長 はい。

○かわの委員 私が言っているのは駅そのもの、駅そのものについて、それはこちらがやることじゃないけれども、きちんとしてこまめにやるからにはそこもきちんとしてやらうということが当然必要じゃないかなというふうには思ひますので、その辺はどうなつていますかということ。

○戸沼会長 はい。

○田中都市計画課長 駅周辺からのアクセスルートという、中には駅自体のバリアフリーというのでも含まれているというふうには私の方は考へてございます。

○かわの委員 とりあへず。

○戸沼会長 ほかにいかがですか。

はいどうぞ。

○下村委員 下村です。

このA―1地区とかA―2地区とかあって、B地区がすっぱり抜けているわけで、これは最初のところにも書いてあるように、絵画館ということで、歴史的な建造物であるということに残されているんだと思うんですけども、これと当然A―1地区、A―2地区、A―3地区、A―4地区も含めて、この全体の中で、特に調和がとれているのかというのは、これはちよつと新宿区が考えるところか、いろいろな問題があるのかもしれないけれども、何かその辺のところがわかる範囲内で結構なんですけれども、何かそういうことをとられているのでしょうか。

○戸沼会長 どうぞ。

○森景観と地区計画課長 絵画館を望む風景というのは、これは東京都のほうのみずからの景観計画の中で、その眺望というのを定め、そのラインも定めて、絵画館の後ろの風景、こちらのほうで建てられる建物のほうの制限を定めている、そういう基準がございませう。

今回の、例えばA―2地区で国立競技場が新しく、しかも高さも高くなるという、そういう予定になっておりますけれども、今回の、絵画館の後ろのほうの眺望に影響が出ないと、そういうような計画になっているというものでございませう。

また、新宿区のほうといたしましても、新宿区の景観まちづくり計画がございまして、絵画館を望む計画、そういうものをガイドライン等で定めております。そちらのほうにしましては、眺望点を何カ所かございませう。なので、今後、新宿区といたしましては、景観の事前協議を進めていく段階になったときに、どのような影響があるのかということはいささか見定めたいと思ひますし、仮に何らかの影響が出るといふのであれば、それらをどのようにしてうまく見え隠れしていくのかというようになことを、そういう景観協議の中でしつかりやっていきたい、そのように思ひつています。

○戸沼会長 どうぞ。

○谷川委員 谷川でございませう。二点ございませう。一点目ですけれども、今出ました景観に関するところ、それから、先ほどの交通に関するところなどに通じると思ひますが、そもそもこの施設ができたときに、新宿区にとつてのメリットとかデメリットとか、というのは何か把握されている箇所、箇所といふか把握されているものといふのはあるんでしよつか。

○戸沼会長 はいどうぞ。

○田中市計画課長 新宿区独自のメリット、デメリットといふ、まだそういうちよつと考察はしてないんですが、ある程度国レベルだとか、そういう事業なかなという形に考えてございまして、ある程度新宿区としても協力していかなくてはいけないのかなといふところで捉えてございませう。まだ、多分交通的には、そういう何か開催されたときには交通容量等は結構圧迫されますが、そういうところはいろいろと今後事業者が緩和するように検討しているところとございませう。そういうところはあります、一方で、周辺のにぎわいとかが生まれるのかと。ただ、できてみないとわからないといふところがございませう。ただ、まだちよつと具体的なそういうメリット、デメリットといふようなところの考察はまだしてない次第でございませう。

○戸沼会長 はい。

○谷川委員 ちなみに、そういうことというのは、よくわからないんですが、どういうところがやるお仕事なんでしょうか。単純な一般市民の考え方でいくと、できました、できた結果新宿区はこうなっちゃったよね、何で前もってちゃんと考えてくれなかったんだろわかみたいな、という感情というのはあると思うんですね。そういうことというのは、一体どういうところがどう審議してくださるんでしょうか。

○戸沼会長 何かコメントありますか。

○田中都市計画課長 ちよつと御回答にならないかもしれませんが、いろいろな影響が出るというふうには思います。それらに関しましては、事業者のスポーツ振興のほうですが、例えば交通に關しまして、あるいは景観に關しまして、さまざまなシミュレーションをいたしまして、それらを計画として東京都のほうを受けているわけでございますけれども、その東京都のほうがつかりこういう地区計画というような形で実現させようというふうに関出してくております。なので、この地区計画という中で、いろいろな手続が踏まれていくと思います。その中では、都市計画審議会もあるでしょうし、意見を聞くという、そういうこともあると思いますので、そういう中でいろいろなことが聞かれて、そして最終的に決定まで行くのではないかと、そういうふうに関しております。

○谷川委員 ありがとうございます。

別件でもう一件だけいいですか。

○戸沼会長 はいどうぞ。

○谷川委員 これ確認になりますか、資料の1―3の最初のと

ころで、A地区の面積が訂正になりました。約五十・四ヘクタールが五十・七ヘクタールということでございます。そうしますと、B地区の変更はないんでしょうかということですが、面積足しますと面積の総面積六十四・三ヘクタールにはならないですよ。B地区が三ヘクタール減ることではないんでしょうか。

○戸沼会長 どうぞ。

○森景観と地区計画課長 合計は変わりませんので、B地区のほうの変更は十三・九ヘクタールそのままでございます。A地区のみの変更ということでございます。

○谷川委員 足すとならないんですが。

○森景観と地区計画課長 すみません。ちよつとお時間ください。

○谷川委員 はい。

○戸沼会長 ほかにありますか。

はいどうぞ。

○中川委員 同じように面積にかかわるところだと思っておりますが、資料2の公園のほうなんですけれども、この最後の図面の右、補助56号の上が四角で囲ってありますよね。要はA地区、B地区というところは、この図面はA地区が全部入っているわけではないんですけれども、この環三の東補助56の北のこの囲ってあるところというのは何なんですか。明治公園という表現にはなっていますけれども。

○戸沼会長 はいどうぞ。

○田中都市計画課長 都市計画的に今回の都市計画公園、明治公園に入っているとところでございまして、現状は、ここは明治

記念館、結婚式場とかやる確かその部分になってございます。ですから、都市公園として開設されていない、ちょっと新宿区内ではないんで、わからないところがございしますが、都市計画はかかっているんですが、都市公園としての開設はされていないかと認識してございます。

○中川委員 ただこの図面は、東京都市計画公園5・7・18号の明治公園の図面ですよ。ですから、明治公園としては、この枠の中でそれぞれ囲まれた、道路部分を除外したような形です。総武線といえますか、中央線との間のところも全部入ってくる、いわゆるプールだとか、それは入っているところも入ってくるという形で、これのトータルが五十八・五ヘクタールですよ。それで、A地区、B地区のほうのトータルは六十四・三ヘクタールになりますよ。ですから、この補助56の北の部分は除外したところが地区計画の範囲というふうな理解でよろしいですよ。地区計画の範囲以外にも明治公園の範囲というのが存在していると。

○戸沼会長 はい。

○田中都市計画課長 都市計画公園として入っておって、今回の地区計画に入っていないというところは、今、中川委員がおっしゃった補助56号の北側、こちらの部分は地区計画には入ってございませんが、都市計画公園の区域になっているところとございます。

○中川委員 その上であれなんです、明治公園としての面積は五十八・五ヘクタールで、新旧変わらないと、という案が出ていると思うんですが、その中で、この図面で今回の追加と、それから今回削除、これは事務所棟をつくられる関係で削除さ

れたとしたらおこられるのかな。事務所棟との関係で公園から削除しているこの黄色のところというのがあって、公園としての赤いところで道路をまたぐところ、これが立体的なところで、先ほどもちょっとお話しがありました都営の霞ヶ丘アパートのところは、これはこのグラウンドレベルのところについていくのかどうなのかな。それで、一・八ヘクタールが立体的な範囲と言っているのは、道路の上のふたがけ、トンネル状になるところの現在の体育館のところに行くところと、それから現在の平場になっている明治公園、部分的に四角い、明治公園のところあたりが一・八ヘクタールというふうに理解してよろしいんですかね。この赤自身のところというのは、恐らく四ヘクタールぐらいあるのかな、これ。そんなにないのかな。恐らくそれぐらいのオーダーだろうと思うんですけども。

○戸沼会長 はい。

○田中都市計画課長 先ほどちょっと私のほうも説明漏れたかもしれませんが、申しわけございません。資料2の四枚目をこちらとさせていただきます、凡例のところ、斜め線と言いますか斜線と言いますか、立体的な範囲の区域という凡例がございまして。こちらが図上で、先ほど委員ございました東京体育館から道路を渡るところ、あと、こちらの国立競技場の敷地内に縦長に細長くございます。そのまま連続して都営の霞ヶ丘アパートとの間の道路を渡る部分、そこまでがここ赤で着色された部分と斜線が引いてある部分、この道路上の部分はラップしてございまして。プラス敷地内、国立競技場の敷地内に斜線の部分がございまして、これが合わせて一・八ヘクタールという形になります。

○中川委員 恐らく立体的な範囲等も含んでもいいんですが、

トータルの、要はぱつと見た目で大変申しわけないんですけども、明治公園の五十八・五ヘクタールというのは変更なしというところで、削除のところの面積と、それから追加のところの面積を比較すると、何か五十八・五ヘクタールというのが変わっているんじゃないかなと、そうすると、先ほどもちよつとお話しがありました、具体的な公園のところというのは、今後調整するという話しかと思うんですが、そうなった場合に、この明治公園としての計画図といいますか、この図自身での決定でいいのかどうかというところがちよつと明確ではなかったもんで、御質問しているところなんですけれども。

○戸沼会長 はい。

○田中都市計画課長 こちら、東京都のほうの都市計画の中で、東京都の担当のほうも何か相当今やっている中で、実は五十八・五ヘクタールが、実測をやるとちよつと足りないというような話があるみたいです。今、委員おっしゃったように、実際の赤の部分の面積が二ヘクタールほど、黄色のところが一ヘクタールほど、通常でいくと、一ヘクタールほどふえてしまう。ただ、都市計画が五十八・五ヘクタールなんです、実測が五十七・五ヘクタールぐらいしかやっても行かないみたいで、要はその辺の前の都市計画の段階の数字がちよつと誤っていたんじゃないかなというところ、今回、最終的に面積として五十八・五ヘクタールというところは大丈夫みたいなんですが、変更前の面積がちよつとずれているところを、ですから面積変わらないというところと、ちよつと語弊があるんですが、その辺も含めてちよつと修正をしたというようなことで聞いております。

ちよつとつけ加えて言うならば、資料2の二ページのところで、一というところでも、今回、例えば新で「霞ヶ丘町」となっていて、旧で「霞ヶ丘」の「ヶ」が抜けているんですね。その昔の計画の中で幾つか変更もあるみたいで、そういうところは今回新たに都市計画変更する際に正しく直しているところ、何カ所かございます。

○戸沼会長 よろしいですか。

○森景觀と地区計画課長 すみません。先ほどのA地区、B地区の面積のございます。私のほうでちよつと誤りがございまして、B地区のほうは、やはり減りましてB地区は十三・六ヘクタールというふうになりまして、総面積六十四・三ヘクタールに変わりはありませぬので、そのようになるということ、ちよつと訂正させていただきます。

○戸沼会長 よろしいですか。

僕からちよつと意見を言いたいと思います。今度の、私どもが今審議している案件は、神宮外苑地区の地区計画の関連で、三つほどが出ていますが、これは、東京都が決定する案件で、私どもとしては意見を申し上げるという立場なんで、その際、それに耐える、今いろいろ御質問が生まれたので、次回までにはできるだけ正確な資料をきちんと出してもらいたい。

それから、これは、今度オリンピックの問題があつて、メインになる施設のイメージが今度のコンペの案に出ていて、かなり大胆な案だと思うんですね。その案なんかは、高さを今までの二十メートルが七十メートルになるとか、三十メートルが八

十メートル、高さに関する制約を変更するという形にしていると思うんです。私自身も、東京都の景観審議会のつき合いが随分長くて、審議会の会長も十年ぐらいやりましたから。ことに神宮周りに周辺の高さについては随分神経質に規制を決めて、どこから神宮の絵画館の頭を出しちやいけないとか、いろいろやりましたよね。そのことが残っているんで、そういうことを審査する場所が東京都の景観審でもやっているんじゃないかと思うんです。当然、それがあって、東京都もこのプロジェクトに対してゴーを出していると思うので、それから、新宿区でも、景観審はありますので、ことに景観についてのよしあしの判断は私どもとしてもしたいので、できるだけ、そういう情報も次回に披露していただければいいなというふうに思います。

それからもう一つ、きょうは石川委員がおられないんですが、公園的なつくり方としてはどうかという議論もあって、先ほど一番初めに公園の面積が減るのかふえるのか、そういう議論もちょっとございましたので、公園的な観点での判断の材料と、景観に関する私どもの判断の材料を示した上で、私どもも御意見を申し上げると。データがきちんと、東京都もあわてて何か実測をして、あっているあわないみたいなの、どたばたがあるようにですけども、それもきちんと整理したものを出してくれというふうに東京都にも申し上げていたらいと思うんです。お互いにきちんとしたデータの上で判断をするということがいいんではない。いずれにしても、全体の計画は東京都が、そここそオリンピックを指しておやりになるプロジェクトの一つで、そのことに関して、新宿区にメリットがあるんじゃないかなろうかというような議論はいろいろなレベルであると思うんです。私

としては、この計画について意見を言うと、結構ですと言うか、少し注文をつけてこうだと言うか、その辺の材料を示していただけばいいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

はい。

○阿部委員　もう三番までまとめてよろしいんですか。

○戸沼会長　いいです。大体今のものも中川さんが三番に入りましたので。

○阿部委員　私も二のところで、先ほどかわの委員もおっしゃっていたんですけども、この敷地の中で、日本青年館は、あの建物あって、事業者が営業はしていると思うんですが、人が住んでいるという点で言うと、新宿区の霞ヶ丘団地、都営の住宅ですよ。ここが恐らく唯一住民が居住しているエリアだということふうに思うんですよ。先ほど、ちょうど都市計画決定とコンペと、何か相前後して後先が違わんじやないかなというふうに申し上げたんですけども、もう十一月二十七日に、これは事業主の独法の日本スポーツ振興センターが行った説明会の中で、かなりきれいなカラーで、イメージ図だとか、それからこういうふうに公園のデッキの部分に行くんだとか、いうのが出ていますので、こういったものがあつたほうがイメージもしやすく、議論としては都市計画決定って容積率がどうのというのがあるんですけども、具体的なイメージ図が出ていますので、それをあわせて議論したほうが、私なんかは素人なんですみませんけれども、話としてはとてもわかりやすいんですね。ですから、もしよろしければこれはカラーの、さっきの絵画館も含めて、この写真よりもうちょっとエリアを広くして出ている写真もあるようですので、そういうものもそろえて次回の三

月のときに議論をしていただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○森景観と地区計画課長 今まで、出されている資料、そして今後出てくる資料等あると思いますので、なるべく広く検討していただくためにも、いろいろな角度から資料を集めてお出ししたいと思います。

○戸沼会長 はい。

○阿部委員 A-4地区の管理棟と今の日本青年館が合築の建物を建てて、今回の八十メートルに高さを上げる具体的なイメージ図も出ていますので、そういうものを出して議論したほうがわかりやすいというふうに思うますのでよろしくお願いします。

それとの関係で、都営住宅の、先ほどかわの委員もおっしゃったんですけれども、ここはかなり古い住宅で、もう最近東京都も全然改修なども、塗装だとかもやってなくて、もう外観上も非常に古い感じがするところで、だからというわけじゃないんですが、かなり御高齢の方もたくさん住んでおられるんです。この日本スポーツ振興センターのこの図の中には、進行表がもう出ていまして、既存の建物の解体工事ものぐらいいからやるというのでも出ていますけれども、もうあと一年ちよつとの間で、この住民のかなり御高齢の九十を超えた方もいるようですけれども、そういう方々が新しい転居先を探して引っ越しをさせるという案になっていると思うんですが、なかなか住んでいる人たちにとっては、長期にわたってここに住んでいて愛着もあって、自分にとってはもうふるさとのようなもんだというふうに言う人たちもいると思うんで、その辺はやっぱり丁寧なやって

いくということが、特に私は新宿区が意見を言うに当たっては非常に大きい問題だと。生身の人間が開発とどうかかわるかという点では大きいと思いますので、ぜひ住民の方々と東京都の都市整備局がどういふところまで話し合いが進んでいるのか、きょうは報告だけです、議論をする際には、きちんと情報をリサーチをして、報告をしていただいた上で、議論をさせていただきます。いただきたいというふうに思うんですが、この点もさっきと同じですけれども、都任せにしないで、区民ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思うんですがいかがでしょうか。

○戸沼会長 はいどうぞ。

○田中市計画課長 私ども、当然、区民の方が住んでいるということ、そういう都からの情報をできるだけ確認しながら、丁寧なやっていただくようお願いしていきたいと考えてございます。

○戸沼会長 資料も出していただくということでもよろしいですか。

もし、もう一度きょうご要求のあった資料も含めて、その上でまた判断する機会が次回ありますので、この件に関しては、三つに関しては、ひとまず報告を承ったということで次へ進みますが何かありますか。

○倉田委員 今のに、かなり関係しているんですけども、恐らく今度のこの地区計画を決定するに当たって、恐らく前提となるこの地区に対する構想とか、将来像というのがあった上でこの地区計画が提案されているんだらうと思います。特に公園のあたりにつきましても、道路の変更、公園の変更にしても、恐らく道路の上空を飛ばすようなデッキの整備とかというのも、

在はVIPの車が着く出入り口と、通常の車が駐車するものと、それから選手等の輸送のためのバスがここに入るような設計になっている。ということは、基本的には、一般の歩行者が入らない設計にこの東京体育館をつくったときに設計されているはずですので、その中に歩行者といえますか、それがうまく入るようにするのか、もしくはシャツアウトするのか、そこから辺がちよつと気になっているということです。

以上です。

○戸沼会長 非常に全体的な話しとディテールな話しと幾つか出ていると思うんですが、きょうの議論でどこまで、次の議論にそれを議論できるかどうかわかりませんが、事務局としては、きょうの議論を聞いてできるだけ可能な限りの資料を出していただくということで、きょうの報告よろしいですか。

事務局何かありますか。

○田中市計画課長 本日はいただきましたさまざまな意見を、次回三月にまた御審議いただく予定でございますが、それまでに区としても、できる限りいろいろな資料を集めまして、よりわかりやすい御審議をしていただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○戸沼会長 ありがとうございます。

~~~~~

日程第一

(四) 東京都市計画地域冷暖房施設西新宿地区地域冷暖房施設の変更について(新宿区決定)

~~~~~

○戸沼会長 もう一つ報告事項があると思いますが、それを

願います。

○田中市計画課長 それでは、東京都市計画地域冷暖房施設西新宿地区地域冷暖房施設の変更について御報告をさせていただきます。

本件も、三月にまた本審議会で御審議いただく予定でございます。その前に、事前に報告させていただくというものでございます。

それでは、経緯から御説明いたします。

新宿区では、現在、九地区の地域冷暖房施設を都市計画として定めております。こちら三枚目カラー刷りのペーパーで、現在新宿駅周辺で九地区やっている都市計画の地域冷暖房施設を示してございます。

一枚目に戻っていただきました。その中の西新宿地区地域冷暖房施設は、平成二年十二月に大気汚染防止と環境改善を図ることを目的として都市計画決定してございます。効率的なエネルギー利用と冷水や蒸気による熱供給を実施してきました。

このたび、隣接する渋谷区代々木三丁目の既存建物の設備更新に伴いまして、地域冷暖房施設を導入することになりました。熱供給の導管を新設するという必要が生じたので、こちら道路を横断する場合は都市計画が必要でございます。道路を占有する場合、それで今回都市計画の変更手続を進めるというものでございます。

二番、都市計画変更案の概要でございます。
名称が西新宿区地域冷暖房施設。

②といたしました。導管、西新宿区1-1-1号線、こちらを新設するものでございます。

参考に供給区域といたしましたは、面積三十四・六ヘクター
ルになります。

それでは、三枚目をごらんください。

今回変更する区域が三枚目の青ですか③で示しました区域で
ございます。こちら新宿の西口を中心に描いてございますが、
こちらで、甲州街道、一番下のほうにございます。そこから甲
州街道を渡って少しでべそみたいな形で四角く右側に飛び出て
いる、今回の区域がこちらの区域になります。ちなみに、この
区域は渋谷区の範囲になります。

それでは、二枚目にお戻りいただけますでしょうか。こちら
を拡大したものでございます。

今回、この区域の中で、一番下ですね。青で囲ってございま
すあいおいニッセイ同和損保新宿ビル、こちらに地冷を供給す
るために、今回赤く着色してございます西新宿1-1-1号線、
こちらを新設するというものでございます。新設する導管につ
きましては、冷水管二本、往復です。管径が四〇〇A、これは
外径で約四十・六センチぐらいのものでございます。蒸気管と
いたしました一本、管径が一五〇A、これが外径約一六五ミリ
でございます。凝縮水管、こちら蒸気の戻りの管でございます。
こちらが一本で八八A、外径で約八十九ミリの管になります。
この赤い導管の延長が九十メートルでございますが、そのうち
新宿区の部分が六十メートル、区境を越えて渋谷区の部分が三
十メートルになります。両区にまたがりますので、各々の区で
の都市計画の御審議とさせていただきます。

それでは、一枚目にお戻りいただきます。3番、これまで
の手法及び今後の予定でございます。

平成二十四年九月十日に、区域決定を告示してございます。
こちらは、東京都の環境局、こちらが定める地域冷暖房の区域
でございます。

続きまして、本年二月上旬、東京都知事への協議ということ
で、二月七日から十五日、回答を支障なしということでした
いてございます。

続きまして、本日十五日の審議会。

その後、三月四日から十八日まで都市計画案の公示・縦覧及
び意見書の受付を行う予定でございます。

そして、三月下旬には、次回都計審での御審議をいただいて、
四月下旬に都市計画の変更告示をする予定でございます。

以上で御報告を終わります。よろしくお願いいたします。

〇戸沼会長 それでは、御質問等がございましたらどうぞ。
はいどうぞ。

〇かわの委員 詳細がわからないからあれなんですけれども、
多分この部分は国道二十号と、それから京王線と玉川上水と、
そこを横断する部分になって、微妙に高さの部分があると思
うんですよね。だからその辺はちよっともう少し断面みたいなと
ころで詳細がわかると、もちろん、当然玉川上水なんかに影響
がなるとは思いませんけれども、それにちよっともう少し詳し
くわかるものがあればというふうに思いますので。

〇田中都市計画課長 今、委員おっしゃるように、ここには非
常にそういう大きな京王線とか、玉川上水のほかに、幹線
道路ということで、さまざまライフライン、それも太いライ
フラインがたくさん入っています。私も初め聞いたときには、
これだけの幹線道路なんで、シールドで入れるのかなと思って

三月二十七日水曜日午後二時からでございます。開催の通知につきましては、改めて委員の皆様にお送りさせていただきたいと思えます。

以上です。

○戸沼会長 ありがとうございます。

それでは、きょうの審議はこれで終わります。どうもありがとうございますございました。

午後 三時三十三分閉会

第158回 新宿区都市計画審議会議事録

平成二十五年二月十五日

会長

署名